

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 28 年 11 月 9 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）栗東市出庭店舗計画 栗東市出庭 528 - 1 ほか
- 2 意見の概要 栗東市からの意見
 - (1) 店舗への出入りについては、店舗への来場者に対し、県道片岡栗東線から出入りするよう立看板や案内板等により示されたい。
 - (2) 公害防止、苦情対応等については、建物設置者の責任と負担において必要な措置を講ずること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
栗東市環境経済部商工観光課 栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号
 - (2) 縦覧期間 平成 28 年 11 月 9 日から平成 28 年 12 月 9 日まで